（速記原本の訳読等）

第五十二条の九　第五十二条の七本文の規定により速記録が公判調書の一部とされる場合において、供述者の請求があるときは、裁判所速記官にその供述に関する部分の速記原本を訳読させなければならない。尋問された者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を速記させなければならない。

第五十二条の十　第五十二条の七本文の規定により速記録を公判調書の一部とする場合において、その公判調書が次回の公判期日までにファイルに記録されなかつたときは、裁判所書記官は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、裁判所速記官に求めて前回の公判期日における証人の尋問及び供述を速記した速記原本の訳読をさせなければならない。この場合において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が速記原本の正確性について異議を申し立てたときは、第四十八条の規定を準用する。

［2　略］

第五十二条の十一から第五十二条の十三まで　削除

（録音反訳による証人の尋問調書等）

第五十二条の十四　［略］

2　裁判所書記官は、前項の調書を書面をもつて作成したときは当該調書に記載した事項を、同項の調書を電磁的記録をもつて作成したときは当該調書を、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該調書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（速記原本の訳読等）

第五十二条の九　第五十二条の七本文又は前条の規定により速記録又は速記原本が公判調書の一部とされる場合において、供述者の請求があるときは、裁判所速記官にその供述に関する部分の速記原本を訳読させなければならない。尋問された者が増減変更の申立をしたときは、その供述を速記させなければならない。

第五十二条の十　第五十二条の七本文又は第五十二条の八の規定により速記録又は速記原本を公判調書の一部とする場合において、その公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記官は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、裁判所速記官に求めて前回の公判期日における証人の尋問及び供述を速記した速記原本の訳読をさせなければならない。この場合において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が速記原本の正確性について異議を申し立てたときは、第四十八条の規定を準用する。

［2　同上］

第五十二条の十一　検察官又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、裁判所速記官に求めて第五十二条の八の規定により公判調書の一部とした速記原本の訳読をさせなければならない。弁護人のない被告人の請求があるときも、同様である。

2　前項の場合において、速記原本の正確性についての異議の申立があつたときは、第四十八条の規定を準用する。

（速記原本の反訳等）

第五十二条の十二　裁判所は、次の場合には、裁判所速記官に第五十二条の八の規定により公判調書の一部とされた速記原本をすみやかに反訳して速記録を作らせなければならない。

一　検察官、被告人又は弁護人の請求があるとき。

二　上訴の申立があつたとき。ただし、その申立が明らかに上訴権の消滅後にされたものであるときを除く。

三　その他必要があると認めるとき。

2　裁判所書記官は、前項の速記録を訴訟記録に添附し、その旨を記録上明らかにし、かつ、訴訟関係人に通知しなければならない。

3　前項の規定により訴訟記録に添附された速記録は、公判調書の一部とされた速記原本に代わるものとする。

（速記録添附の場合の異議申立期間・法第五十一条）

第五十二条の十三　前条第二項の規定による通知が最終の公判期日後にされたときは、公判調書の記載の正確性についての異議の申立ては、速記録の部分に関する限り、その通知のあつた日から十四日以内にすることができる。ただし、法第四十八条第三項ただし書の規定により判決を宣告する公判期日後に整理された公判調書について、これを整理すべき最終日前に前条第二項の規定による通知がされたときは、その最終日から十四日以内にすることができる。

（録音反訳による証人の尋問調書等）

第五十二条の十四　［同上］

［新設］